

機構認定専門医 2026 年度以降申請予定者各位

更新日：2024 年 4 月 4 日

公益社団法人日本麻酔科学会
認定審査委員会

機構専門医更新申請における必要共通講習単位の変更について

日本専門医機構より全診療科に対し、専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数の改訂について提示されており、麻酔科の場合の現行の基準からの変更指針が定まりましたので、以下でご案内申し上げます。

【現行の共通講習の単位条件】

■必修講習（申請者全員が各講習 1 単位以上、合計 3 単位必須）

- ・ 医療安全講習会（5 年間に 1 単位以上）
- ・ 感染対策講習会（5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療倫理講習会（5 年間に 1 単位以上）

■上記以外のカテゴリの講習の取得は必須単位ではないが可能

取得単位全体のうち、更新申請では共通講習単位に関し最大 10 単位まで算定可能。

今回の変更は 2026 年度申請から適用されるものであり、2026 年度の申請の場合、2025 年度までの取得が単位取得期間となりますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

【2026 年度申請からの共通講習の単位条件】

■必修講習 A（申請者全員が各講習 1 単位以上、合計 3 単位必須）

- ・ 医療安全講習会（5 年間に 1 単位以上）
- ・ 感染対策講習会（5 年間に 1 単位以上）
- ・ 医療倫理講習会（5 年間に 1 単位以上）

■必修講習B（各講習1単位以上、合計5単位必須）

- ・ 医療法制講習会（日本麻酔・医事法制研究会の教育講演などを含む）
（5年間に1単位以上）
- ・ 地域医療に関する講習会（5年間に1単位以上）
- ・ 医療福祉制度に関する講習会（5年間に1単位以上）
- ・ 医療経済（保険医療など）に関する講習会（5年間に1単位以上）
- ・ 両立支援に関する講習会（5年間に1単位以上）

~~※ただし、多様な地域における診療実績（1年以上の診療の実績）が認定された場合は必修講習Bの最低5単位の取得は免除となる注）多様な地域とは当該医師がその都道府県での診療を開始した昨年時点における当該診療科の足下充足率が0.8以下の都道府県を指す（各年の足下充足率の情報については別途ご案内いたします。）また、多様な地域における診療実績が認められた場合も、必修講習Bの必須受講を免除するものであり、5年間で取得すべき合計単位（50単位以上）を軽減するものではありません。~~

~~また、学会専門医から機構専門医へ更新する場合は、すでに多様な地域における診療実績があるものと見なし、必修講習Bの必須受講は免除されます。機構専門医から機構専門医へ更新する場合は、この免除は適用されません。~~

※検討の結果、上記内容については削ることとなり、必修講習Bはすべての方において受講が必須となりました（2024/4/4更新）

■必修講習A・Bいずれにも該当しない講習。必須単位でないが取得可能。

- ・ 臨床研究/臨床試験講習会
- ・ 災害医療に関する講習会など

取得単位全体のうち、更新申請では共通講習単位に関し最大10単位まで算定可能。

現在まで、必修講習Bの講習は当学会学術集会での実施、及び当学会E-learningでの実施は行っておりませんが、今後当学会での必修講習Bの実施も検討している状況でございます。何卒よろしく願い申し上げます。

以上